

内閣府

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
200010	NPO法人の所轄庁権限の政令指定都市の長への移譲	特定非営利活動促進法第9条第1項	NPO法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県知事(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものあっては内閣総理大臣)とされている。	D-1	本提案は、政令指定都市の長が所轄庁になることにより、低利融資や税優遇措置、人材育成などNPO活動を総合的に支援する施策を効果的・効率的に実施するようになる。NPO活動の支援施策は、法人の認証・監督等、所轄庁における広範な情報公開制度等を活用することによって、本提案にあるNPO活動の支援施策を効果的・効率的に実施していることは現行制度上においても対応できる。	地域再生の観点から、権限委譲を促進することが必要とされており、これをかまふ。提案が実現できないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	①本市は、NPO・NGO振興に関する施策を総合的・先駆的に実施することにより、人材を集め、NPO・NGO活動を活性化し、一大拠点となることを目指している。そのためには、NPO法人に対する相談・認証・指導・監督等の所轄庁事務と、これを通して得られた様々な情報を基に把握したNPO法人のニーズや諸問題に対する支援策・対応策等を本市が一元的に実施することと大きな効果が得られると考える。また、NPO法人にとっても、所轄庁と支援の窓口が同一組織である方が利便性も高く有益であると思われる。 ②法人設立に関する事前相談や毎年の事業報告書等の確認・検査等により所轄庁が恒常的に取得できる情報には、書類上には表れないNPO法人の生の声が多くあり、現行の情報公開制度で入手できる情報に比べ、より豊富かつタイムリーである。NPO・NGO活動を取り巻く状況の変化に対応する適切な支援策を効果的・効率的に実施するためには、NPO法人の多様なニーズを的確に把握することが必要であり、現行の情報公開制度の活用だけでは十分ではないと考える。 ③本市が地取したNPO法人の意見には、「日頃のNPO・NGO活動において市役所とのかわりが深い」、「所轄庁は地域により異なる方が便利である」などが相対多数あり、今後、反公益的な活動を行うNPO法人が現れた場合は「市民によるチェック機能が発揮することも重要となることから、市民に最も身近な市が所轄庁であることが望ましい」と考える。 ④今後ともNPO法人の増加が想定されることから(平成14年度広島県全体で64法人増加)、個々の法人に対して的確に対応するためには、広島県内の約6割のNPO法人が主たる事務所を置き、都道府県と同等の権限を持つ政令指定都市である本市と県とで所轄を分担した方がよいと考える。	提案者からの意見に対する本府の回答は以下のとおりであり、提案者の提案内容は現行制度において対応可能である。 ①及び②について 特定非営利活動促進法(以下、NPO法)は、所轄庁の関与を強く抑制する一方で、NPO法人及び所轄庁に対して事業報告書の開示を義務づけた。NPO法に定める情報公開開示に関する、認証・監督行為の有無にかかわらず、情報公開法に定める開示義務を課するが、この点については、例えば市町村がNPO法人へのチェック機能を行使する旨を、NPO法に定める開示義務を課し、NPO法人のニーズや諸問題に対する支援策・対応策等を本市が一元的に実施することと大きな効果が得られると考える。また、NPO法人にとっても、所轄庁と支援の窓口が同一組織である方が利便性も高く有益であると思われる。 ③について NPO法人の認証・監督は、所轄庁の関与を強く抑制する旨をNPO法の趣旨に照らして定められるべきであるところから、所轄庁としての情報収集も認証・監督を行う上で最低限必要なものにとどめべきである。所轄庁としてNPO法人の認証・監督を行う際、NPO法人の多様なニーズの把握に必要な情報までも取得することは、上述したNPO法の趣旨に反しない。 ④について NPO法上のチェックは、NPO法の趣旨に照らし、必要かつ合理的な範囲で行われ、市民によるチェック機能の発揮は、必ずしも必要ではない。 ⑤について 「市民によるチェック」は、NPO法の趣旨に照らし、必要かつ合理的な範囲で行われ、市民によるチェック機能の発揮は、必ずしも必要ではない。 ⑥について NPO法に定める「市民によるチェック」は、NPO法の趣旨に照らし、必要かつ合理的な範囲で行われ、市民によるチェック機能の発揮は、必ずしも必要ではない。 ⑦について NPO法に定める「市民によるチェック」は、NPO法の趣旨に照らし、必要かつ合理的な範囲で行われ、市民によるチェック機能の発揮は、必ずしも必要ではない。 ⑧について NPO法に定める「市民によるチェック」は、NPO法の趣旨に照らし、必要かつ合理的な範囲で行われ、市民によるチェック機能の発揮は、必ずしも必要ではない。 ⑨について NPO法に定める「市民によるチェック」は、NPO法の趣旨に照らし、必要かつ合理的な範囲で行われ、市民によるチェック機能の発揮は、必ずしも必要ではない。 ⑩について NPO法に定める「市民によるチェック」は、NPO法の趣旨に照らし、必要かつ合理的な範囲で行われ、市民によるチェック機能の発揮は、必ずしも必要ではない。	1060610	広島市	広島市NPO・NGO振興特区	NPO法人の所轄庁権限の政令指定都市の長への移譲	特定非営利活動促進法において、事務所を政令指定都市内に置くNPO法人の所轄庁を、都道府県知事から政令指定都市の長へ移譲する。 ①市民主体のまちづくりの促進・市民の生きがい創出 ②人材の集積による都市の活性化 ③NPO法人の活動の活性化による新規産業の創出や地域経済の活性化 ④ワークシェアリングの進		
200020	新たな公的資格の創設(防災司)	なし	なし	C	なし	災害対策基本法上、地方公共団体が「防災司」の資格を創設することについては規制はない。特区の目的は、国による全国一律の規制の是非を再検討することにあると思われるが、国が規制していない以上、この件に関して特例の対応をとることは予定していない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	措置の概要に示された、地方公共団体が独自に資格を創設することにならば規制はないとのことについては、十分に承知しているところですが、しかし、今回の提案は国家資格として新たな資格を創設し、防災対策の一層の推進を図るため地域リーダーの育成を全国規模で行おうとするものです。文京区といたしましては貴府との綿密な協議のうえで本資格を創設し、当初の資格付与機関としての機能をめざしたものであり、再考をお願いするものです	防災対策を推進するための地域リーダーの育成は意義のあることであるが、国家資格として新たな資格を創設することは、規制とは無関係である。	1095170	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	新たな公的資格の創設③防災司「防災司」を位置づけ、内閣府認定することキャンパス特区 市町村が認定する資格とする。	地方自治を行ううえで、今後必要不可欠と思われる。資格について、各府省庁との連携により創設する。
200030	放置自転車の所有者権限の短縮	自転車等の所有者権限の短縮に関する法律第6条第4項	自治体が撤去した放置自転車について、所有者が現れない物についても当該自治体に所有権が帰属する6ヶ月間の保管期間を経て、売却や廃棄等の処分を行っている。	D-1	自転車法第6条第3項の規定によると、市町村長は条例で定めるところにより、保管している放置自転車の所有権帰属前の売却、廃棄等の処分が可能であり、提案主体が抱える問題と解決できると考える。	提案は、3ヶ月を過ぎた後「修理を行い販売する」し、売却し自転車として利用するにすぎない。右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	自転車法第6条第3項の規定によると、市町村長は条例で定めるところにより、保管している放置自転車の所有権帰属前の売却、廃棄等の処分が可能であるとしており、提案主体の提案は実施可能と考える。	自転車法第6条第3項の規定によると、市町村長は条例で定めるところにより、保管している放置自転車の所有権帰属前の売却、廃棄等の処分が可能であるとしており、提案主体の提案は実施可能と考える。	1111010	多治見市	放置自転車リサイクル特区	放置自転車の保管期間の短縮	放置自転車の保管期間6ヶ月を3ヶ月に短縮する。	放置自転車を修理・点検し、再販売やレンタルにより利活用する。	
200040	撤去の対象となる放置自転車等の対象車種の拡大	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第2号	自転車等とは自転車又は原動機付自転車という。	D-1	「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。))は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改定されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関する事項を定めるとともに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているだけである。したがって自転車法は地方公共団体が行う自動二輪車への措置をのぞいておらず、地方公共団体は、その自主性に基づき条例を定めて自動二輪車の撤去措置を実施できると考える。また、放置自転車の撤去等は、自転車法第5条第8項のとおり、条例をはじめとする他の法令の規定に基づき、地方公共団体が撤去に努めるべきこととされていることから、同法と条例等に規定する「自転車等」の定義に自動二輪車を加えても、自転車法それ自身が放置自動二輪車の撤去の根拠規定とはならない。なお、例えば川崎市のように、地方公共団体が地域の実情に応じて放置自動二輪車を撤去対象とする条例を制定している事例も複数ある。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	高槻市では改正自転車法を根拠法令として、放置自転車に関する条例を制定している。自動二輪車は道路交通法の適用を受け、駐車にかかる規制も明記されている。同法は全国一律に同一内容の規制を施すものであり、同法の適用を受ける歩道に放置された自動二輪車を撤去することは、同法に抵触するのではないであろう。また、撤去した場合、保管・売却または処分行為を伴います。自動二輪車を条例のみで撤去から処分まで実施することは、違法性が除却されているか明確でない。最終的には司法の判断を仰ぐしかないのが現実です。他の自治体に自動二輪車撤去条例があると例示されているが、このことが適法であるとは言えないと解しています。良好な市民生活を確保するため、改正自転車法の「自転車等」に自動二輪車を加えることを提案するものです。	放置自転車の撤去等は、自転車法第5条第8項のとおり、条例をはじめとする他の法令の規定に基づき、地方公共団体が撤去に努めるべきこととされていることから、同法と条例等に規定する「自転車等」の定義に自動二輪車を加えても、自転車法それ自身が放置自動二輪車の撤去の根拠規定とはならない。なお、例えば川崎市のように、地方公共団体が地域の実情に応じて放置自動二輪車を撤去対象とする条例を制定している事例も複数ある。	放置自転車の撤去等は、自転車法第5条第8項のとおり、条例をはじめとする他の法令の規定に基づき、地方公共団体が撤去に努めるべきこととされていることから、同法と条例等に規定する「自転車等」の定義に自動二輪車を加えても、自転車法それ自身が放置自動二輪車の撤去の根拠規定とはならない。なお、例えば川崎市のように、地方公共団体が地域の実情に応じて放置自動二輪車を撤去対象とする条例を制定している事例も複数ある。	1135010	高槻市	放置自転車対策特区	放置自転車対策として、自動二輪車を市町村の条例で規定の特例	改正自転車法(平成6年6月施行)第2条で定義している「自転車等」の内容(自転車又は原動機付自転車)を市の条例により、自動二輪車を加えることにより、放置自転車対策として実施する撤去措置の効果を増大させ、良好な交通環境を確保するための提案する。	現在、本市では改正自転車法及び市条例に基づき放置自転車対策として、自転車駐車場の整備並びに放置自転車の撤去(移動)作業を実施し、歩行者等の安全確保、都市景観の維持・向上に取り組んでいる。しかしながら、歩道等に放置されているのは条例等で撤去対象とされている自転車、原動機付自転車だけではなく自動二輪車も数多く放置されている。撤去作業を行っても、自動二輪車はそのまま残され歩行者、特に高齢者等にとっては大きな障害となっており、撤去作業の効果が半減している。撤去対象車種に自動二輪車を加えることにより、効果を増大させることができる。
200050	地方青少年問題協議会の委員の選任規定の見直し	地方青少年問題協議会法	第3条第2項 会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる。	D-1	地方青少年問題協議会が地方青少年問題協議会法に基くものとして位置づけを得るためには、協議会の会長は、当該地方公共団体の長をもって充てることが必要である。しかし、本法に基づくものではないが、地方自治体法第百三十九条の四第3項の規定に基づく附属機関として、会長を会長以外から選任する審議を置くことは可能であり、提案主体が抱える問題と解決できると考える。(実際に、後者の法に基づく審議を設置している自治体も複数あると聞いている。)	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	地方青少年問題協議会法では、「地方青少年問題協議会」を設置することができるという規定になっており、「地方自治法による付随機関を設置すること」という規定がある。また、「地方青少年問題協議会法第3条第2項の規定で「会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる。」とあるため、会長である市長が自らに答申を行う完全に形骸化した組織となっており、この規定は青少年問題の重要性にかんがみ、地方公共団体が地域ぐるみで総合行政として取り扱う必要からこのようになったと思われる。しかし、公共団体の長を会長とするのは、結果的に多様な公務の傍らで青少年問題に取り組むことになり、市民や関係行政機関が、声を挙げた審議を望んでも、そのための時間の調整さえままならず、結果的に形式的・名目的な会長にしかならず、地方青少年問題協議会を形骸化させてしまっている。また、意見書申すにしても、会長である地方公共団体の長が自分に対して意見書申すというものはとても不明確です。高槻市では、青少年問題協議会の協議の中で青少年の健全な育成のための施策は、青少年を大人の視点から保護、指導するだけでは実効性を持たせることが困難であり、青少年問題協議会の委員の一員に青少年自身が参画し協議に参加することでその有効性を高めようという議論がなされてきました。審議と環境浄化という、上からの青少年対策から青少年自身の参加や参画、意見反映等として、実質的に青少年自身が責任を自覚できるよう施設立案と展開が必要不可欠です。さらに、各府県においても青少年問題協議会では、青少年自身が問題であるかのような印象を抱いた、青少年を取り締まる協議であるような印象を抱かれています。青少年自身の参加、参画をうながし、夢と希望をいただけるような名称を地方公共団体の特色と必要により自由に持たせることがより実効性のある青少年施設につながると思います。青少年が未来に夢と希望を持ち、世界に貢献できる日本人として健やかに成長できるようにすることは、まさに全国共通の責務です。そのために、法に根拠を置き設置された「地方青少年問題協議会」が形骸化していることは、改善の視点から大きな損失であり障害であると考えます。内閣府の回答にあるように、地方自治法の規定に基づいて独自の審議会を設けることは不可能でありませんが、国が法律によって定めていることの意味、影響力、拘束力は大きく重く、青少年の健全な育成が強く求められている昨今の状況下、自治体の取り決めを国の形式的に阻害するような状況は緊急に改められる必要があります。以上の事由により、地方青少年問題協議会の会長を地方公共団体の長に固定しないこと、13歳以上の青少年であれば青少年問題協議会を担いとする付随機関の委員になれること、さらに青少年問題協議会の名称を地方公共団体により自由に決めることができるように制度緩和、改善することを希望します。	本法に基づく地方青少年問題協議会は、青少年の育成に関する総合的施策を円滑に推進するため、青少年の育成施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議するのみならず、関係行政機関相互の連絡調整を図る機能としての役割も担うものとされており、その機能を発揮するため、本協議会の会長は当該地方公共団体の長をもって充てることとされている。また、本法に基づく協議会の設置は、あくまでも地方公共団体の任意であり、本法は、設置する場合において満たすべき事項を国としてお示ししているのもである。したがって、当該規定を撤廃することは、本法の趣旨に鑑み好ましいものとは言えず、また、その必要性もないと考えられる。なお、本法ではなく条例に基づいて、会長や委員構成等、地域の実情に応じた附属機関を自由に設けることが可能になっていることから、提案主体の問題は解決できると考えている。	1190010	草加市	草加の教育特区(地方青少年問題協議会の会長を首長以外から選任する)	地方青少年問題協議会の会長を首長以外から選任する	地方青少年問題協議会法第3条第2項の「地方青少年問題協議会の会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる」この条文について撤廃を望むものである。		